

保育料基準額表（認定こども園（教育部分））

《一般世帯》

| 各月初日の階層区分 | | | 保育料 (月額) |
|-----------|---------------------------|-----------------------|-------------|
| 階層区分 | | | |
| 第1 | 生活保護世帯 | | 0 |
| 第2 | 市町村民税非課税世帯 ※所得割非課税世帯含む | | 2,300 |
| 第3 | 所得割課税額 | 0円以上 48,600円未満 | 5,200 |
| 第4A | | 48,600円以上 57,500円未満 | 7,000 |
| 第4B | | 57,500円以上 69,000円未満 | 8,100 |
| 第4C | | 69,000円以上 77,101円未満 | 9,200 |
| | | 77,101円以上 82,500円未満 | |
| 第4D | | 82,500円以上 97,000円未満 | 14,100 |
| 第5A | | 97,000円以上 120,000円未満 | 15,100 |
| 第5B | | 120,000円以上 141,000円未満 | 16,000 |
| 第5C | | 141,000円以上 169,000円未満 | 16,500 |
| 第6 | | 169,000円以上 301,000円未満 | 17,400 |
| 第7 | 301,000円以上 | 17,900 | |

【附記】

- この表の市町村民税額の計算には寄付金税額控除・住宅借入金等特別額控除等には適用しません。
- 階層区分第2に該当する世帯で支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目以降は無料です。
- 階層区分第3～第4C（所得割額77,101円未満に限る）に該当する世帯で支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は次のとおりです。
 - 最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目は、無料
 - 最年長の子ども（年齢制限なし）から順に3人目以降は無料
- 階層区分第4C（所得割額77,101円以上に限る）～第7に該当する世帯で、同一世帯に小学校3年生以下の子どもが2人以上利用している場合の保育料は次のとおりです。
 - 小学校3年生以下の範囲内で最年長の子どもから順に、2人目は、上記金額の半額
 - 小学校3年生以下の範囲内で最年長の子どもから順に、3人目以降は無料
- 多子世帯の経済的な負担の軽減を図るため、生計を同じくする子どもを3人以上扶養している世帯に属する第3子以降の保育料に限り無料です（免除申請が必要です）。

《ひとり親家庭・在宅障害児（者）がいる世帯等》

| 各月初日の階層区分 | | | 保育料 (月額) |
|-----------|---------------------------|---------------------|-------------|
| 階層区分 | | | |
| 第1 | 生活保護世帯 | | 0 |
| 第2 | 市町村民税非課税世帯 ※所得割非課税世帯含む | | 0 |
| 第3 | 所得割課税額 | 0円以上 48,600円未満 | 1,400 |
| 第4A | | 48,600円以上 57,500円未満 | 1,800 |
| 第4B | | 57,500円以上 69,000円未満 | 2,200 |
| 第4C | | 69,000円以上 77,101円未満 | 2,600 |

【附記】

- 階層区分第3～第4C（所得割額77,101円未満に限る）に該当する世帯で支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の子どもから順に2人目以降は無料です。